

議案第15号

令和8年度みなべ町一般会計予算

令和8年度みなべ町一般会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ10,111,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(繰越明許費)

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

(債務負担行為)

第3条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第3表 債務負担行為」による。

(地方債)

第4条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第4表 地方債」による。

(一時借入金)

第5条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の最高額は、800,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第6条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当、共済費及び総合事務組合負担金に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でこれらの経費の各項の間の流用

令和8年3月5日 提出

みなべ町長 山本 秀平

## 第 1 表

## 歳 入 歳 出 予 算

歳 入

(単位：千円)

款	項	本年度予算額	前年度予算額	比 較
1 町税		1,435,297	1,351,920	83,377
	1 町民税	570,582	496,105	74,477
	2 固定資産税	700,622	695,727	4,895
	3 軽自動車税	65,690	68,975	△3,285
	4 たばこ税	69,345	67,029	2,316
	5 入湯税	28,508	24,084	4,424
	6 旧法による税	550	0	550
2 地方譲与税		93,500	98,050	△4,550
	1 地方揮発油譲与税	15,000	18,000	△3,000
	2 自動車重量譲与税	56,000	56,000	0
	3 森林環境譲与税	22,500	24,050	△1,550
3 利子割交付金		3,500	1,500	2,000
	1 利子割交付金	3,500	1,500	2,000
4 配当割交付金		22,000	7,000	15,000
	1 配当割交付金	22,000	7,000	15,000
5 株式等譲渡所得割交付金		14,000	5,000	9,000
	1 株式等譲渡所得割交付金	14,000	5,000	9,000
6 法人事業税交付金		15,000	15,000	0
	1 法人事業税交付金	15,000	15,000	0
7 地方消費税交付金		300,000	260,000	40,000
	1 地方消費税交付金	300,000	260,000	40,000
8 地方特例交付金		18,500	6,500	12,000
	1 地方特例交付金	18,500	6,000	12,500

(単位：千円)

款	項	本年度予算額	前年度予算額	比 較
	新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金	0	500	△500
9 地方交付税		3,700,000	3,500,000	200,000
	1 地方交付税	3,700,000	3,500,000	200,000
10 交通安全対策特別交付金		800	1,200	△400
	1 交通安全対策特別交付金	800	1,200	△400
11 分担金及び負担金		14,302	13,727	575
	1 負担金	14,302	13,727	575
12 使用料及び手数料		85,222	84,041	1,181
	1 使用料	50,843	50,620	223
	2 手数料	34,379	33,421	958
13 国庫支出金		1,191,321	1,153,537	37,784
	1 国庫負担金	706,953	689,218	17,735
	2 国庫補助金	478,283	459,388	18,895
	3 委託金	6,085	4,931	1,154
14 県支出金		737,450	807,886	△70,436
	1 県負担金	381,651	366,351	15,300
	2 県補助金	333,534	405,246	△71,712
	3 委託金	22,265	36,289	△14,024
15 財産収入		17,075	5,166	11,909
	1 財産運用収入	16,065	5,156	10,909
	2 財産売払収入	1,010	10	1,000
16 寄附金		500,386	300,002	200,384
	1 寄附金	500,386	300,002	200,384

(単位：千円)

款	項	本年度予算額	前年度予算額	比較
17 繰入金		1,045,095	1,181,010	△135,915
	1 基金繰入金	1,045,095	1,181,010	△135,915
18 繰越金		1	1	0
	1 繰越金	1	1	0
19 諸収入		126,451	240,060	△113,609
	1 延滞金加算金及び過料	1,000	1,500	△500
	2 貸付金元利収入	240	703	△463
	3 雑入	125,211	237,857	△112,646
20 町債		791,100	429,400	361,700
	1 町債	791,100	429,400	361,700
環境性能割交付金		0	6,000	△6,000
	環境性能割交付金	0	6,000	△6,000
歳入合計		10,111,000	9,467,000	644,000

## 歳 出

(単位：千円)

款	項	本年度予算額	前年度予算額	比 較
1 議会費		74,280	76,845	△2,565
	1 議会費	74,280	76,845	△2,565
2 総務費		1,723,533	1,271,850	451,683
	1 総務管理費	1,554,431	1,090,922	463,509
	2 徴税費	118,523	101,733	16,790
	3 戸籍住民基本台帳費	45,373	56,466	△11,093
	4 選挙費	3,529	16,831	△13,302
	5 統計調査費	1,307	5,568	△4,261
	6 監査委員費	370	330	40
3 民生費		2,439,955	2,344,632	95,323
	1 社会福祉費	1,696,555	1,637,792	58,763
	2 児童福祉費	743,400	706,840	36,560
4 衛生費		799,194	668,898	130,296
	1 保健衛生費	546,812	469,570	77,242
	2 清掃費	181,109	166,565	14,544
	3 水道費	71,273	32,763	38,510
5 農林水産業費		806,951	928,832	△121,881
	1 農業費	709,906	634,404	75,502
	2 林業費	61,390	67,314	△5,924
	3 水産業費	35,655	227,114	△191,459
6 商工費		67,777	158,071	△90,294
	1 商工費	67,777	158,071	△90,294
7 土木費		1,270,210	1,215,263	54,947
	1 道路橋梁費	610,220	602,097	8,123

(単位：千円)

款	項	本年度予算額	前年度予算額	比 較
	2 河川費	9,909	8,528	1,381
	3 都市計画費	560,475	546,335	14,140
	4 住宅費	89,606	58,303	31,303
8 消防費		547,419	627,359	△79,940
	1 消防費	547,419	627,359	△79,940
9 教育費		1,150,894	977,510	173,384
	1 教育総務費	277,129	287,605	△10,476
	2 小学校費	186,376	115,562	70,814
	3 中学校費	62,011	70,938	△8,927
	4 幼稚園費	27,407	47,692	△20,285
	5 社会教育費	302,875	190,697	112,178
	6 保健体育費	212,795	198,408	14,387
	7 学童保育費	82,301	66,608	15,693
10 災害復旧費		2	2	0
	1 農林水産施設災害復旧費	2	2	0
11 公債費		1,220,785	1,187,738	33,047
	1 公債費	1,220,785	1,187,738	33,047
12 予備費		10,000	10,000	0
	1 予備費	10,000	10,000	0
歳 出	合 計	10,111,000	9,467,000	644,000

第2表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
衛生費	保健衛生費	保健福祉センターエレベーター更新事業	千円 41,700
教育費	小学校費	上南部小学校エレベーター更新事業	51,500

第3表 債務負担行為

事項	期間	限度額
鶴の湯温泉休養施設指定管理料	令和10年度まで	千円 鶴の湯温泉休養施設の管理用に要する経費

第4表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公共事業等	千円 93,200	証書借入	5%以内	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。
一般廃棄物処理事業	900			
緊急防災・減災事業	38,100			
公共施設等適正管理事業	295,400			
緊急自然災害防止対策事業	44,500			
脱炭素化推進事業	8,800			
辺地対策事業	113,200			
過疎対策事業	197,000			
計	791,100	—	—	—

議案第16号

令和8年度みなべ町国民健康保険特別会計予算

令和8年度みなべ町国民健康保険特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,748,603千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の最高額は、200,000千円と定める。

令和8年3月5日 提出

みなべ町長 山本秀平

第 1 表

## 歳 入 歳 出 予 算

歳 入

(単位：千円)

款	項	本年度予算額	前年度予算額	比 較
1 国民健康保険税		561,221	523,868	37,353
	1 国民健康保険税	561,221	523,868	37,353
2 使用料及び手数料		15	100	△85
	1 手数料	15	100	△85
3 国庫支出金		1	1	0
	1 国庫補助金	1	1	0
4 県支出金		1,035,795	1,109,531	△73,736
	1 県補助金	1,035,795	1,109,531	△73,736
5 繰越金		1	1	0
	1 繰越金	1	1	0
6 財産収入		260	80	180
	1 財産運用収入	260	80	180
7 繰入金		150,306	147,482	2,824
	1 他会計繰入金	140,306	137,482	2,824
	2 基金繰入金	10,000	10,000	0
8 諸収入		1,004	1,204	△200
	1 延滞金、加算金及び過料	1,002	1,202	△200
	2 雑入	2	2	0
歳 入 合 計		1,748,603	1,782,267	△33,664

## 歳 出

(単位：千円)

款	項	本年度予算額	前年度予算額	比 較
1 総務費		13,725	11,261	2,464
	1 総務管理費	11,322	8,312	3,010
	2 徴税費	2,261	2,808	△547
	3 運営協議会費	142	141	1
2 保険給付費		1,000,793	1,076,726	△75,933
	1 療養諸費	871,100	937,916	△66,816
	2 高額療養費	119,488	128,604	△9,116
	3 移送費	1	1	0
	4 出産育児諸費	9,004	9,004	0
	5 葬祭諸費	1,200	1,200	0
	6 傷病手当金	0	1	△1
3 国民健康保険事業 費納付金		685,626	646,824	38,802
	1 医療給付費分	453,520	450,185	3,335
	2 後期高齢者支援金 等分	148,531	131,448	17,083
	3 介護納付金分	68,090	65,191	2,899
	4 子ども・子育て支 援金分	15,485	0	15,485
4 保健事業費		35,687	34,864	823
	1 保健事業費	5,461	6,103	△642
	2 特定健康診査等事 業費	30,226	28,761	1,465
5 基金積立金		260	80	180
	1 基金積立金	260	80	180
6 公債費		1	1	0
	1 公債費	1	1	0

(単位：千円)

款	項	本年度予算額	前年度予算額	比較
7 諸支出金		2,511	2,511	0
	1 償還金及び還付加算金	2,511	2,511	0
8 予備費		10,000	10,000	0
	1 予備費	10,000	10,000	0
歳	出	合	計	
		1,748,603	1,782,267	△33,664

議案第17号

令和8年度みなべ町後期高齢者医療特別会計予算

令和8年度みなべ町後期高齢者医療特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ386,270千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和8年3月5日 提出

みなべ町長 山本秀平

第 1 表

## 歳 入 歳 出 予 算

歳 入

(単位：千円)

款	項	本年度予算額	前年度予算額	比 較
1 保険料		186,862	175,739	11,123
	1 後期高齢者医療保険料	186,862	175,739	11,123
2 使用料及び手数料		21	21	0
	1 手数料	21	21	0
3 繰入金		198,983	191,389	7,594
	1 繰入金	198,983	191,389	7,594
4 繰越金		1	1	0
	1 繰越金	1	1	0
5 諸収入		403	403	0
	1 延滞金、加算金及び過料	3	3	0
	2 雑入	400	400	0
歳 入	合 計	386,270	367,553	18,717

## 歳 出

(単位：千円)

款	項	本年度予算額	前年度予算額	比 較
1 総務費		3,195	2,860	335
	1 総務管理費	2,128	2,032	96
	2 徴収費	1,067	828	239
2 後期高齢者医療広域連合納付金		382,575	364,193	18,382
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	382,575	364,193	18,382
3 諸支出金		400	400	0
	1 償還金及び還付加算金	400	400	0
4 予備費		100	100	0
	1 予備費	100	100	0
歳 出	合 計	386,270	367,553	18,717

議案第18号

令和8年度みなべ町介護保険特別会計予算

令和8年度みなべ町介護保険特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,720,652千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の最高額は、100,000千円と定める。

令和8年3月5日 提出

みなべ町長 山本秀平

## 第 1 表

## 歳 入 歳 出 予 算

歳 入

(単位：千円)

款	項	本年度予算額	前年度予算額	比 較
1 介護保険料		326,701	326,268	433
	1 介護保険料	326,701	326,268	433
2 使用料及び手数料		47	66	△19
	1 手数料	47	66	△19
3 国庫支出金		402,426	394,912	7,514
	1 国庫負担金	275,606	267,898	7,708
	2 国庫補助金	126,820	127,014	△194
4 支払基金交付金		434,910	420,656	14,254
	1 支払基金交付金	434,910	420,656	14,254
5 県支出金		247,329	239,383	7,946
	1 県負担金	231,925	225,699	6,226
	2 県補助金	15,404	13,684	1,720
6 財産収入		60	40	20
	1 財産運用収入	60	40	20
7 繰入金		296,326	262,461	33,865
	1 一般会計繰入金	268,106	252,734	15,372
	2 基金繰入金	28,220	9,727	18,493
8 繰越金		1	1	0
	1 繰越金	1	1	0
9 諸収入		12,852	12,587	265
	1 延滞金加算金及び 過料	2	2	0
	2 サービス収入	12,847	12,582	265
	3 雑入	3	3	0
歳 入	合 計	1,720,652	1,656,374	64,278

## 歳 出

(単位：千円)

款	項	本年度予算額	前年度予算額	比 較
1 総務費		49,627	40,748	8,879
	1 総務管理費	31,514	26,895	4,619
	2 賦課徴収費	1,449	1,275	174
	3 介護認定審査会費	16,463	12,439	4,024
	4 介護保険運営協議会費	201	139	62
2 保険給付費		1,561,631	1,518,753	42,878
	1 介護サービス等諸費	1,385,892	1,352,764	33,128
	2 介護予防サービス等諸費	60,207	56,487	3,720
	3 その他諸費	1,076	1,076	0
	4 高額介護サービス等費	43,740	39,900	3,840
	5 高額医療合算介護サービス等費	7,300	5,380	1,920
	6 特定入所者介護サービス等費	63,416	63,146	270
3 基金積立金		2,365	2,558	△193
	1 基金積立金	2,365	2,558	△193
4 地域支援事業費		101,828	89,114	12,714
	1 介護予防・日常生活支援総合事業費	53,714	43,497	10,217
	2 包括的支援事業・任意事業費	48,114	45,617	2,497
5 諸支出金		201	201	0
	1 償還金及び還付加算金	201	201	0
6 予備費		5,000	5,000	0
	1 予備費	5,000	5,000	0
歳 出	合 計	1,720,652	1,656,374	64,278

## 令和8年度 みなべ町水道事業会計予算

(総 則)

第1条 令和8年度みなべ町水道事業会計予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水戸数	5,725	戸
(2) 総配水量	1,532,014	m <sup>3</sup>
(3) 一日平均配水量	4,197	m <sup>3</sup>
(4) 主要な建設改良事業 送配水施設整備費	228,000	千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 水道事業収益	395,935	千円
第1項 営業収益	239,560	千円
第2項 営業外収益	156,373	千円
第3項 特別利益	2	千円

支 出

第1款 水道事業費	326,484	千円
第1項 営業費用	313,217	千円
第2項 営業外費用	10,265	千円
第3項 特別損失	2	千円
第4項 予備費	3,000	千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が、資本的支出額に対し不足する額54,576千円は、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額17,234千円、当年度損益勘定留保資金37,342千円で補填するものとする。)

収 入

第1款 資本的収入	235,426	千円
第1項 負担金	8,369	千円
第2項 出資金	29,057	千円
第3項 企業債	168,000	千円
第4項 補助金	30,000	千円

支 出

第1款 資本的支出	290,002	千円
第1項 建設改良費	232,158	千円
第2項 企業債償還金	57,344	千円
第3項 予備費	500	千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
中央監視制御設備等更新事業	令和9年度	88,000千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
水道事業耐震化事業	95,000千円	証書借入	5.0%以内	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。 ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借り換えすることができる。
中央監視制御設備等更新事業	73,000千円			

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は10,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 営業費用
- (2) 営業外費用
- (3) 特別損失

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又は、それ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 46,505 千円
- (2) 交 際 費 50 千円

(他会計からの補助金)

第10条 水道事業会計助成に充てるため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、68,819千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、11,000千円と定める。

令和8年3月5日 提出

みなべ町長 山本 秀平

## 令和8年度 みなべ町下水道事業会計予算

(総 則)

第1条 令和8年度みなべ町下水道事業会計予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 接続戸数	3, 108	戸
(2) 年間処理水量	810, 940	m <sup>3</sup>
(3) 一日平均処理水量	2, 221	m <sup>3</sup>
(4) 主要な建設改良事業費		
管渠整備事業費	2, 250	千円
管渠改良事業費	650	千円
処理場整備事業費	2, 480	千円
処理場改良事業費	3, 270	千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。なお、営業費用中処理場費43,000千円にあてるため、企業債32,000千円を借り入れる。

収 入

第1款 下水道事業収益	621, 431	千円
第1項 営業収益	127, 972	千円
第2項 営業外収益	493, 439	千円
第3項 特別利益	20	千円

支 出

第1款 下水道事業費用	621, 431	千円
第1項 営業費用	546, 032	千円
第2項 営業外費用	72, 788	千円
第3項 特別損失	211	千円
第4項 予備費	2, 400	千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

(資本的収入額が、資本的支出額に対し不足する額164,727千円は、消費税及び地方消費税資本的収支調整額762千円、過年度損益勘定留保資金147,275千円及び当年度損益勘定留保資金16,690千円で補填するものとする)。

収 入

第1款 資本的収入	241, 973	千円
第1項 負担金	500	千円
第2項 分担金	1	千円
第3項 他会計出資金	224, 649	千円
第4項 企業債	1, 100	千円
第5項 補助金	13, 973	千円
第6項 補償金	1, 750	千円

支 出

第1款 資本的支出	406, 700	千円
第1項 建設改良費	10, 690	千円
第2項 企業債償還金	396, 010	千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
過疎対策事業	16,000千円	証書借入	5.0%以内	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協議するものとする。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰り上げ償還もしくは低利に借り換えすることができる。
下水道事業	17,100千円			

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、10,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 営業費用
- (2) 営業外費用
- (3) 特別損失

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又は、それ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 31,851千円

(他会計からの補助金)

第9条 企業債支払利息等のために充てるため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、348,362千円である。

令和8年3月5日 提出

みなべ町長 山本 秀平